

東海道五十三次 27 番目の宿場



令和6年6月26日
袋井市長定例記者会見資料
産業部農政課

クラウンメロン経営継承支援事業の創設 ～特産品クラウンメロンを次代に継承する取り組み～

- ◇主要農産物であるクラウンメロンの生産現場では、生産者の高齢化や後継者不足による将来的な生産量の確保が課題となっている。
- ◇後継者の育成を目的に、現経営主が指導農家となり、新規就農希望者（第3者継承）又は親元就農者に対して3年以内の経営継承を目指し、1年以上の研修を実施する。
- ◇研修期間中の生活を支援するため、就農希望者に対し金銭的な支援を行うとともに、指導する農業者についても支援金を交付する初の試み。

【概要】

支援には、親族以外への経営継承を目指す＜第3者継承パターン＞と三親等以内の親族への経営継承を目指す＜親元就農パターン＞の2種類がある。

＜第3者継承パターン＞

支援内容	交付要件
(1)研修生支援金 ※最大2年間 最大120万円/年	(1)3年以内に親族以外の第三者への経営継承を目指すこと
(2)指導農家支援金 ※最大1年間 最大48万円/年	(2)指導農家として、研修生に対して1年以上の研修を実施すること
	(3)クラウンメロン支所から支援対象としての承認を得ていること など

＜親元就農パターン＞

支援内容	交付要件
(1)研修生支援金 ※最大2年間 最大120万円/年	(1)3年以内に三親等以内の後継者への経営継承を目指すこと
(2)指導農家支援金 ※最大1年間 最大18万円/年	(2)令和6年4月1日以降に指導農家の経営に従事していること
	(3)指導農家と後継者の生計が別であること
	(4)クラウンメロン支所から支援対象としての承認を得ていること
	(5)指導農家として、後継者に対して1年以上の研修を実施すること
	(6)認定農業者と同等程度の経営をしていること など

その他

- ・＜第3者継承パターン＞については、指導農家と就農希望者のマッチングを行う。
- ※現在、クラウンメロン支所にて経営継承を希望する生産者を調査中
- ・5年以内に離農した場合、研修生支援金は全額返還対象となる。



【お問い合わせ先】

袋井市 産業部 農政課 農業振興係(担当:鈴木)

電話:0538-44-3133 FAX:0538-44-3153 メール:nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

第三者への経営継承を考えている クラウンメロン農家を募集します！

クラウンメロン生産者の後継者の問題を解決するため

第三者の**新規就農希望者**に対して栽培技術や営農知識等の習得を目的とした研修を実施し
後継者として育成をしながら経営継承を目指す指導農家と研修生を支援します

交付要件

- ・3年以内に親族以外の第三者への経営継承を目指すこと。
- ・指導農家として、新規就農希望者を自身の後継者として育成するため、1年以上の研修を受けさせること。(栽培技術・営農知識)
- ・クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受けること。など

※経営継承の条件(土地・温室)や、研修期間中の条件(給料の有無)等については、研修開始前に指導農家と研修生であらかじめ取り決める必要があります。

研修生支援金

最大 **120万円/年**
×2年間

指導農家支援金

最大 **48万円/年**
×1年間

事業の流れ

制度活用
の相談

後継者
募集

マッチング
選考審査

支援対象
経営体
として承認

研修実施
1～2年

経営継承
研修開始から
3年以内を目標

後継者(新規就農希望者)の募集や、経営継承希望農家とのマッチング等は、クラウンメロン支所・市・県にてお手伝いします。
※経営継承を希望されても、新規就農希望者とのマッチングが決定しない場合があります。あらかじめご了承ください。

『後継者不在で悩んでいる』『所有している温室を有効活用してほしい』
『やる気のある新規就農希望者を応援したい』という方は、
まずは下記窓口までご相談ください。

お問い合わせ先

静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所
袋井市産業部農政課農業振興係

TEL 0538-43-4146

TEL 0538-44-3133 (直通)

E-Mail nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

※詳細は裏面を参照

袋井市クラウンメロン経営継承支援事業 交付要件チェックリスト

共通要件（指導農家・研修生）

1	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと【例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等】	はい・いいえ
2	市税を滞納していないこと	はい・いいえ
3	指導農家と研修生の生計が別であること	はい・いいえ
4	研修生への3年以内の経営継承を目指すことに同意していること（家族の同意が必要）	はい・いいえ

指導農家の要件

1	市内でクラウンメロンを生産する者であること。（一戸一法人は除く）	はい・いいえ
2	指導者として、後継者育成のための研修が十分に実施できると見込まれること（栽培技術、営農知識など）	はい・いいえ
3	認定農業者又は認定農業者と同等程度の経営を行っていること	はい・いいえ

研修生の要件

1	研修開始時点の年齢が50歳未満の者であって、前年の世帯所得が600万円未満であること	はい・いいえ
2	経営継承後、5年以内に認定新規就農者と同等程度の経営を見込むことができること	はい・いいえ
3	研修開始日から5年間は、クラウンメロンの生産者として農業に従事すること ※5年以内に離農した場合は、支援金の返還対象となります	はい・いいえ

上記すべての項目で「はい」にチェックが付いた方は、補助金の交付対象となる可能性があります。

支援金の交付を希望される場合は、クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受ける必要があるため、表面記載の窓口までお問合せください。

新たに親元就農を考えている クラウンメロン農家を応援します！

クラウンメロン生産者の後継者不足の問題を解決するため
三親等以内の後継者に対して栽培技術や営農知識等の習得を目的とした研修を実施し
経営継承を目指す指導農家と研修生を支援します

交付要件

- ・3年以内に三親等以内の後継者への経営継承を目指すこと
- ・後継者が指導農家の経営に従事しはじめた時期が、令和6年4月1日以降であること。
- ・経営主と後継者の生計が別であること。
(住所が同一であっても、生活の実態が分かれていることが客観的に証明できれば生計が別と判断します。)
- ・クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受けること
- ・指導農家として、自身の後継者に、1年以上の研修を受けさせること
- ・認定農業者と同等程度の経営をしていること。

※後継者が研修開始から5年以内に離農した場合には、研修生支援金が返還となるので注意(指導農家支援金については、返還対象外)

研修生支援金※

最大 **120万円/年**
×2年間

指導農家支援金

最大 **18万円/年**
×1年間

事業の流れ

制度活用
の相談

選考審査

支援対象
経営体
として承認

研修実施
1～2年

経営継承

研修開始から
3年以内を目標

事業の活用を検討される方は、まずは下記窓口へご相談ください。

お問い合わせ先

静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所
袋井市産業部農政課農業振興係

TEL 0538-43-4146

TEL 0538-44-3133 (直通)

E-Mail nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

※詳細は裏面を参照

袋井市クラウンメロン経営継承支援事業 交付要件チェックリスト

共通要件（指導農家・研修生）

1	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと【例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等】	はい・いいえ
2	市税を滞納していないこと	はい・いいえ
3	指導農家と研修生の生計が別であること	はい・いいえ
4	研修生への3年以内の経営継承を目指すことに同意していること（家族からも同意が必要）	はい・いいえ

指導農家の要件

1	市内でクラウンメロンを生産する者であること（一戸一法人は対象外）	はい・いいえ
2	指導者として、後継者育成のための研修が十分に実施できると見込まれること（栽培技術、営農知識など）	はい・いいえ
3	認定農業者又は認定農業者と同等程度の経営を行っていること	はい・いいえ

研修生の要件

1	指導農家の経営に従事しはじめた時期が、令和6年4月1日以降であること	はい・いいえ
2	研修開始時点の年齢が50歳未満の者であって、前年の世帯所得が600万円未満であること	はい・いいえ
3	研修開始日から5年間は、クラウンメロンの生産者として農業に従事すること ※5年以内に離農した場合は、支援金の返還対象となります	はい・いいえ
4	経営継承後、継承した経営の維持及び発展が見込まれること	はい・いいえ

上記すべての項目で「はい」にチェックが付いた方は、補助金の交付対象となる可能性があります。

支援金の交付を希望される場合は、クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受ける必要があるため、表面記載の窓口までお問合せください。